

発熱診療等医療機関の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（以下「発熱診療等医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(発熱診療等医療機関の要件)

第2条 発熱診療等医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

- ア 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。
- ウ 検査を行う場合は、必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。
- エ 検査を行う場合は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）に基づき、神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。
- オ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

- ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第5条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、受診・相談センター（仮称）等から患者の受入要請があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、あらかじめ自院での受入対象患者や対応時間を示すとともに、曜日別診療・検査時間内において、患者等から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- イ 発熱診療等医療機関は、自院を受診した患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に発生届の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

(指定)

第3条 発熱診療等医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、当該医療機関を発熱診療等医療機関に指定する。

(指定医療機関の情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」という。）の名称、所在地、連絡先、診療検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を受診・相談センター（仮称）、県内医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は、第3条第1項に規定する申請で県ホームページ等における公表を可とした指定医療機関に限り、第1項に規定する情報を県のホームページに公表することができるものとする。

(報告事項)

第5条 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、GMISに日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、GMISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

2 前条の規定に関わらず、郡市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができる。

3 指定医療機関は、発熱診療等医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）に必要な情報の入力を行うものとする。

(申請事項の変更)

第6条 指定医療機関は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める届出書により、県に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 指定医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定医療機関が指定の取下げの意思表示をしたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第3号の提出により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。